

空き家活用モデル事業事業者募集要綱

1 目 的

本事業は、空き家を活用した出店・起業支援のモデル事業として優良事例を創出し、その成果を通じて事業者の出店・起業を誘引することで、地域経済の活性化及び地域のにぎわい創出を図るものです。

2 事業概要

町が空き家を借り上げ、優れた事業計画を有する事業者に対して一定期間無償で貸与することで、開業時のリスク及び初期費用負担の軽減を図り、町内での継続的な事業展開につなげることを目指します。

3 対象物件

「旧サミット跡地」

(1) 土 地

所 在 地	地 目	地 積
大子字瀬戸田 8 3 2 番 3	宅 地	900.20 m ²

(2) 建 物

用 途	構 造	床 面 積	建 築 年
店舗	木造 2 階建	39.66 m ²	昭和 46 年
併用住宅（一般住宅）	木造 2 階建	87.76 m ²	昭和 48 年
店舗（遊戯場） ※登記上公衆浴場	木造平家建	103.3 m ² ※現状一部倒壊分 撤去済 ※登記上 105.87 m ²	昭和 41 年
専用住宅（一般住宅）	木造平家建	123.96 m ² ※登記上 94.47 m ²	昭和 7 年 ※登記上昭和 9 年

4 支援内容

(1) 対象物件の無償貸与

「3 対象物件」について、3 6 か月間、事業者は無償で貸与します。

(2) 光熱水費等の支援

次の経費を事業者支援します。ただし、上限額を超えた部分は事業者の負担とします。

支援対象	支 援 額	支援期間
①火災保険料	全 額	3 6 か月
②電気料	上限 月 15,000 円※	
③ガス代	上限 月 5,000 円※	
④水道料金	上限 月 5,000 円※	
⑤浄化槽保守点検費	全 額	
⑥その他の雑費	町との協議による	

5 募集する事業者

出店又は起業を希望する個人又は法人とし、次の要件を満たすものとします。

- (1) 事業計画を適切に遂行する能力を有すること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団関係者でないこと。
- (4) 支援期間終了後も、引き続き当該地で事業を継続する意思を有すること。

6 募集する業種

次に掲げる業種を基本とします。

- (1) 飲食店（カフェ等）
- (2) 物販店（雑貨店、リサイクルショップ等）
- (3) シェアオフィス
- (4) 体験型施設
- (5) その他地域活性化に資すると認められる業種

【対象外とする業種】

- (1) 風俗営業等に該当する業種
- (2) 公序良俗に反する業種
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする業種
- (4) その他町長が不適當と認める業種

7 選定方法

事業者は公募により選定するものとし、大子町関係課長で構成する審査会において書面審査を行い、採否を決定します。

【審査項目】

- (1) 事業の実現性
- (2) 事業の継続性
- (3) 地域活性化への寄与
- (4) 観光振興への効果
- (5) 独創性及び発展性

8 事業者の義務

採択事業者は、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 事業計画に基づき誠実に事業を実施すること。
- (2) 対象物件を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 町の事前の承諾なく、対象物件を第三者に転貸しないこと。
- (4) 町が行う広報活動及び事例紹介に協力すること。
- (5) 定期的に事業実績を報告すること。

9 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 建物の用途や改修内容によっては、建築基準法、都市計画法その他関係法令に基づく許可、確認申請等の手続が必要となる場合があります。これらの手続は、事業者の責任において適切に行ってください。
- (2) 建物の耐震性能については、町が確認、審査又は保証するものではありません。必要に応じて専門家による耐震診断等を実施し、事業者の責任において必要な耐震性を確保してください。
- (3) 当該建物の耐震性能に起因して生じた地震その他の災害による損害について、町は一切の責任を負いません。

10 応募方法

応募者は、次の書類を提出してください。

- (1) 大子町空き家活用モデル事業参加表明書（様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 大子町空き家活用モデル事業計画書（様式第3号）
- (3) 大子町空き家活用モデル事業収支計画書（様式第4号）
- (4) 応募者の概要が分かる資料（任意様式）

- (5) その他町長が必要と認める書類

1 1 スケジュール (予定)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 募集開始 | 令和8年8月3日 |
| (2) 現地説明会 (内覧) | 令和8年8月10日 |
| (3) 応募締切 | 令和8年8月17日 |
| (4) 審査会 | 令和8年8月21日 |
| (5) 採択決定 | 令和8年8月24日 |
| (6) 事業開始 | 令和8年9月1日 |

1 2 提出・問合せ先

大子町役場まちづくり課まちづくり担当 江尻
〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気6 6 2
電 話 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 3 1 (直通)
ファックス 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 6 7
E-MAIL : machi@town.daigo.lg.jp



専用住宅（一般住宅）、木造平家建、
床面積 123.96 m²、昭和 7 年築



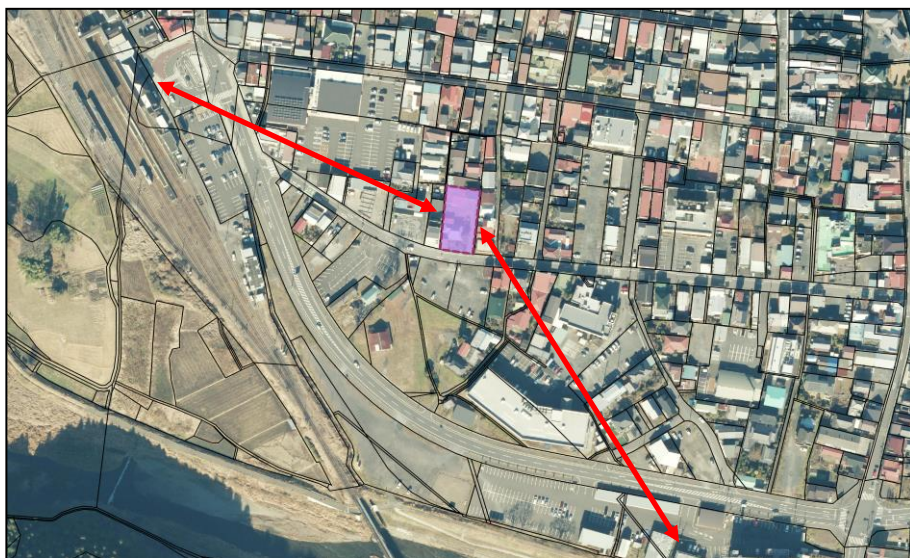
店舗、木造 2 階建、床面積 39.66 m²、
昭和 46 年築



併用住宅（一般住宅）、木造 2 階建、
床面積 87.76 m²、昭和 48 年築



店舗（遊戯場）、木造平家建、
床面積 103.3 m²、昭和 41 年築



常陸大子駅と道の駅奥久慈だいが WEST の中間地点となる好立地